

参考資料

- 1 北海道森林づくり条例
- 2 林業関係制度資金、債務保証制度、税制の概要
- 3 令和6年度道費予算の概要
- 4 民有林における林野公共事業当初予算（国費）の推移
- 5 令和6年度の森林・山村に係る地方財政措置のポイント
- 6 森林整備等支援事業 令和6年度取組一覧

1 北海道森林づくり条例

平成 14 年 3 月 29 日北海道条例第 4 号
最終改正 令和 3 年 10 月 19 日北海道条例第 38 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 — 第 8 条）

第 2 章 森林づくりに関する基本的施策（第 9 条 — 第 23 条）

附則

前文

我が国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占める北海道の森林は、えぞまつやみずならに代表される天然林やからまつなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、私たちにとってかけがえない貴重な財産となっている。

また、私たちは、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、様々な形で暮らしに活かす木の文化に親しみ、そのぬくもりの中で潤いのある生活を営んできた。

しかしながら、これまで森林には、木材を供給する役割に重きが置かれてきたため、徐々に貴重な天然林資源が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もあった。

加えて、林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞しており、このままでは、森林の整備や保全に支障を来して、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

私たちは、改めて森林がもたらしてきた計り知れない恵みを思い起こし、その機能を持続的に発揮させるため、林業活動等の活発化や山村地域の活性化を図りながら、協働して、北海道にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り、育て、将来の世代に引き継がなければならない。

また、このような森林づくりを通じて、環境への負荷の少ない循環型社会の形成や北海道らしい景観づくりにも貢献していく必要がある。

このような考え方に立って、百年先を見据えた森林づくりを進めていくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、森林づくりに関し、基本理念を定め、並びに道及び森林所有者の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、又は育てることをいう。
- 二 森林の多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 道内に所在する森林の所有者（国及び市町村を除く。）をいう。
- 四 木材産業等 木材産業その他の林産物の流通又は加工の事業をいう。

（基本理念）

第 3 条 森林づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるよう、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて、推進されなければならない。

2 森林づくりは、林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく推進されなければならない。

3 森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

（道の責務）

第 4 条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、森林づくりに関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（森林所有者の責務）

- 第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図るよう努めなければならない。
- 2 森林所有者は、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（道民の役割）

- 第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、地域の森林づくりの活動に積極的に参加するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

- 第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に十分配慮するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

- 第8条 知事は、毎年、議会に、森林の状況及び森林づくりに関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 森林づくりに関する基本的施策

（森林づくりに関する基本的な計画）

- 第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりに関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。
- 2 計画は、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 計画は、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第10条に定める環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 計画は、水産業及び景観づくりに配慮したものでなければならない。
- 5 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 6 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項の規定により設置された北海道森林審議会の意見を聴かななければならない。
- 7 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

（森林づくりを進めるための指針）

- 第10条 知事は、道民、森林所有者及び事業者がそれぞれの役割に応じて森林づくりを進めるための指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、指針を定めるに当たっては、道民、森林所有者及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 道は、指針の普及に努めるとともに、これに基づく森林づくりの取組を促進するものとする。

（森林の整備の推進及び保全の確保）

- 第11条 道は、地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保のため、造林、保育その他の森林の施業の適切な実施に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、森林所有者又は森林組合その他の事業者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 道は、特に公益的機能の維持増進が求められ、又は地域の森林の施業の模範となる森林を将来の世代に継承していくため、これらを保全する取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（林業の健全な発展）

- 第12条 道は、林業の健全な発展を通じた林産物の適切な供給の促進を図るため、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、労働安全衛生の確保に努めながら、森林の施業を適切に実施することができる林業事業者（森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等をいう。）の育成を図るため、経営基盤の強化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、道は、林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保に必要な措置を講ずるものとする。

（木材産業等の健全な発展）

- 第13条 道は、木材産業等の健全な発展を通じた林産物の適切な供給及び利用の促進を図るため、林産物の新たな需要の開拓、林産物の需要の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、道内における地域材（道内の森林において産出された木材であって、道内で加工されたものをいう。以下この項において同じ。）の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項に規定する建築物における地域材の利用については、同法第11条第1項の方針に基づくものとする。
- 3 道は、木材産業等の経営基盤の強化を図るため、林産物の流通及び加工に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林資源の循環利用の推進）

第14条 道は、森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、森林資源の循環利用（森林づくりと森林づくりによる林産物の利用とを循環的に行うことをいう。）を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（道民の理解の促進）

第15条 道は、森林づくりに対する道民の理解を促進するため、情報の提供、森林とふれあう機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（青少年の学習の機会の確保）

第16条 道は、青少年の森林を大切にすることを培うため、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民等の自発的な活動の促進）

第17条 道は、道民又はその組織する団体が自発的に行う森林づくりの活動を促進するため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（木育の推進）

第18条 道は、森林づくりに関し、道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保及び道民等の自発的な活動の促進を図るため、木育（木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことをいう。）の取組を推進するものとする。

（山村地域における就業機会の確保等）

第19条 道は、活力のある山村地域の構築に資するため、山村地域における就業機会の確保、生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林づくりに関する技術の向上）

第20条 道は、森林づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民の意見の把握等）

第21条 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、道民の意見の把握に努めるとともに、森林の状況に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

（道有林野の管理運営）

第22条 道は、道有林野について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする。

（財政上の措置）

第23条 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 北海道林業振興審議会条例（昭和56年北海道条例第4号）は、廃止する。
- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成21年7月10日条例第71号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成21年9月11日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の北海道森林づくり条例第25条第1項の規定により北海道森林づくり審議会の委員に任命されている者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成28年3月31日条例第58号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月19日条例第38号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

2. 林業関係制度資金、債務保証制度、税制の概要

林業関係制度資金の概要

- 資金によっては、借入期間によって金利が変化することがあります。
- 掲載した金利は変動するものの場合、最長期借りた場合の金利を掲載しています。
- 金利は令和6年3月18日現在のものです。

【国の制度】

○株式会社日本政策金融公庫資金

制度名		用途	利率		償還期限	据置期間
林業基盤整備資金	造林資金	人工植栽、天然林改良や森林保全・保護、造林に必要な施設を作るのに利用できる資金	補助事業	0.60～1.25%	30年以内	20年以内
			非補助事業	0.60～1.10%	35年以内	
	樹苗養成施設資金	樹苗養成施設の造成・改良	補助事業	0.60～1.25%	15年以内	5年以内
			非補助事業	0.60～1.10%		
	林道資金	林道の開設、林道に関する施設の設置、改良	補助事業	0.60～1.25%	20年以内	3年以内
			非補助事業	0.60～1.10%		
利用間伐推進資金	利用間伐資金と既往公庫資金又は民間金融機関の負債の円滑な支払いに必要な資金を併せて利用する資金	1.10%		20年以内	20年以内	
伐採調整資金	保安林の利用伐期齢以上の林齢の立木の維持に必要な資金	1.10%		30年以内	30年以内	
森林整備活性化資金	造林資金や利用間伐推進資金と同時に貸し付ける資金。（「林業経営改善計画」及び「森林整備合理化計画」の知事の認定が必要）	無利子		30年以内	20年以内	
林業構造改善事業推進資金	森林・林業・再生基盤づくり交付金実施要綱等に定める事業計画に基づいて行う林業施設の造成などに必要な資金	補助事業	一般 1.25% 共同利用 2.25%	20年以内	3年以内	
		非補助事業	1.10%			
林業経営育成資金	森林取得資金	林地取得、分収林取得にかかる資金	0.60～1.10%		25又は35年以内	25年以内
	育林資金	林業経営の改善のためにする森林の保育、保護、保全等の育林のための資金	1.10%		20年以内	20年以内
	生産方式合理化資金	林業経営改善計画に基づいて行う生産方式の合理化に必要な資金。林業機械リース料一括前払い、研修、経営コンサルタント等のための資金	1.25%		10年以内	2年以内

制度名		用途	利率		償還期限	据置期間
農林漁業セーフティネット資金		災害による経営の再建等に必要な資金	0.60～0.95%		15年以内	3年以内
農林漁業施設資金	共同利用施設	林産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の改良、造成、復旧または取得に必要な資金	0.60～1.55%		20年以内	3年以内
	主務大臣指定施設	素材等の生産施設、造林並びに林産物処理加工・流通販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設の造成等のための資金	0.60～1.25%		15年以内	3年以内
農林漁業経営資本強化資金		素材、樹苗及び特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他施設、森林レクリエーション施設並びに林業生産環境施設の改良、造成、復旧若しくは取得のための資金	0.50～4.55%		18年以内	8年以内
振興山村・過疎地域経営改善資金		振興山村又は過疎地域における素材等の生産施設、造林並びに林産物処理加工・流通販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設の造成等のための資金	補助事業	一般 1.25% 共同利用 2.25%	25年以内	8年以内
			非補助事業	1.10%		
新規用途事業等資金		すぎ、ひのき、まつの間伐材又はしいたけについての新規の用途の開発又は採用のための資金	1.45%		15年以内	3年以内
中山間地域活性化資金	加工流通施設	中山間地域内において生産される林産物を利用する新商品や新技術の研究開発、需要の開拓、事業の提携に必要な施設を作るとき等に利用できる資金	0.95%又は1.20%		15年以内	3年以内
	保健機能増進施設	中山間地域内における森林を利用した保健機能増進施設の造成等に利用できる資金	0.95%又は1.20%		15年以内	3年以内
	生産環境施設	中山間地域内における生産環境施設の改良、造成、復旧または取得に利用できる資金	1.10%		25年以内	8年以内

[道の制度]

○林業・木材産業改善資金

制度名	貸付対象事業（資金）	取組例	貸付対象者	貸付限度	その他貸付条件
林業・木材産業改善資金	林産物の新たな生産方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> 高性能林業機械の導入 木質バイオマス利用施設の導入 木材乾燥施設の導入 森林施業の集約化の実施 	ア 林業従事者である個人 イ 木材産業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）に属する事業を営む者	〔個人〕 1,500万円 〔会社〕 3,000万円 〔団体〕 5,000万円 （木材産業分野は、各1億円）	〔貸付利率〕 無利子 〔償還期間〕 原則10年以内（据置期間3年以内を含む） 〔償還方法〕 均等年賦支払 ※償還期間が1年以内の場合、貸付金は一時払 ※据置期間を設けた場合、据置期間終了後に均等年賦支払
	新たな木材産業部門の経営の開始	<ul style="list-style-type: none"> プレカット加工施設の導入 木材チップ製造施設の導入 オガ粉製造施設の導入 			
	新たな林業部門の経営の開始	<ul style="list-style-type: none"> 木炭生産の開始 しいたけ栽培の開始 コンテナ種苗生産の開始 	ウ ア又はイに掲げる者の組織する団体		
	林産物の新たな販売方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> 販売管理システムの導入 JAS規格認定の取得 ・森林認証の取得 	エ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの		
	林業労働に係る安全衛生施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> 防振装置付きチェーンソーの導入 暖房装置付き人員輸送車の導入 休憩施設の導入 			
	林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> 休憩室、更衣室、シャワー、トイレなどを備えた施設の導入 			

○北海道森林整備担い手支援センター資金

制度名		貸付対象事業（資金）	貸付対象者	貸付限度	その他貸付条件
林業就業促進資金	就業研修資金	1 新たに林業へ就業する際に林業の技術又は経営方法を実地に習得する研修を受けるのに必要な資金	新たに林業に就業しようとする者	センターにおける研修 15万円/月 林家等における研修 15万円/月 林業試験場等における研修 5万円/月	貸付期間 10年以内 〔据置期間4年以内を含む〕 貸付利率 無利子 償還方法 均等年賦払
		2 新たに雇い入れる林業労働者に対し、1の資金を支給するのに必要な資金	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主	センターにおける研修 12万円/月 林家等における研修 12万円/月 林業試験場等における研修 4万円/月	
	就業準備資金	1 新たに林業へ就業する際に移転その他事前の活動を行うのに必要な資金	新たに林業に就業しようとする者	道外から移転する者 150万円/人 道内の他の市町村から移転する者 100万円/人 その他 30万円/人	貸付期間 10年以内 〔据置期間4年以内を含む〕 貸付利率 無利子 償還方法 均等年賦払 償還免除措置 対象 1の新規就業者が借主の場合 条件 新規就業後継続して4年以上継続して林業に従事し、将来とも林業に就業することが認められること 限度額 ・道外から移転する者 30万円 ・道内の他の市町村から移転する者 20万円
		2 新たに雇い入れる林業労働者に対し、1の資金を支給するのに必要な資金	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主	120万円/人	

○木材産業等高度化推進資金

制度名		貸付対象事業（資金）	貸付対象者	貸付限度	その他貸付条件
事業経営改善計画に基づく資金	事業経営改善合理化資金	素材生産促進資	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、森林所有者数人共同の事業体、知事の認定した単独事業体、市場開設者資金、木材製造業者等	1億円 （特認2～5億円） 資金又は年平均取引量による。	〔短期資金〕取引量等により貸付利率 年1.30,1.50,1.60% 〔長期資金〕取引量等により（据置期間1年以内）貸付利率 年1.00,1.20,1.30% ※機関保証付きは全ての年利率から0.4%低減、以下全ての資金に適用
		新規需要創出資金		木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産に必要な資金	1億円
構造改善計画に基づく資金	木材高度加工資金	木材の加工に必要な資金、JAS製品、乾燥材等の高度加工に必要な資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等の者で川上と川下の契約、協定等に基づき事業を実施する場合	1億円 （特認2億円）	〔短期資金〕貸付利率 年1.30% 〔長期資金〕（据置期間1年以内）貸付利率 年1.00%
林業経営改善計画に基づく資金	林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	林業経営改善計画の認定を受けた者（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者等）	5千万円 （特認1億5千万円）	〔短期資金〕貸付利率 年1.60% 〔長期資金〕（据置期間1年以内）貸付利率 年1.30%
		伐採・造林一貫作業推進資金		素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な資金	1億円 （特認2億円）
木材安定供給確保法に基づく資金	木材安定供給資金	川上から川下に至る木材のサプライチェーンの当事者が連携して行う取り組みに必要な資金	木材安定供給確保法に基づく事業計画の認定を受けた者（森林所有者、木材利用事業者、木材卸売業者、木材市場開設者、木材輸送業者、木材製品利用事業者等）	3億円 （特認4億円）	〔短期資金〕貸付利率 年1.30% 〔長期資金〕（据置期間1年以内）貸付利率 年1.00%

※貸付期間は 短期資金1年以内、長期資金5年以内で、償還方法は取扱金融機関の定めによる。

林業関係債務保証制度の概要

保証機関名	制度の概要															
独立行政法人農林漁業信用基金（林業信用保証業務）	<p>1 保証対象資金 林業・木材産業経営の改善又は流通の合理化のために必要な運転資金又は設備資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造林・育林、素材生産、木材・木製品製造、種苗生産、薪炭生産、きのこ生産に必要な資金 ・ 森林組合等の組合がその構成員である林業者等に対して貸付けるために必要な資金（資金の使途は上記に同じ） ・ 森林組合等の組合が直接又は間接の構成員のために、林業経営に必要な資材を供給する場合の購入、保管、運搬に必要な資金 ・ 合理化計画の認定を受けた木材卸売業者等がその計画を実施するのに必要な木材の卸売又は木材市場の開設、改良に必要な資金 <p>2 保証対象者 （独）農林漁業信用基金に出資しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合、会社（資本金3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下のもの）及び個人（従業員300人以下） ・ 合理化計画の認定を受けた木材卸売業者等（会社にあつては資本金1千万以下又は常時使用する従業員数が100人以下のもの）及び個人（従業員100人以下） <p>3 保証限度 信用基金に対する出資金の45倍</p> <p>4 保証期間</p> <p>【一般資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）運転資金（木材産業等高度化推進資金及び林業・木材産業改善資金に係るものを除く。） 3年（長期運転資金7年） （2）設備資金（木材産業等高度化推進資金及び林業・木材産業改善資金に係るものを除く。） 15年（設備の耐用年数等具体的な事情を勘案して決定） <p>【制度資金 それぞれの制度による。】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）林業・木材産業改善資金 10年（特認12年、15年） （2）木材産業等高度化推進資金 短期運転資金1年 長期運転資金5年 <p>5 保証範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）一般資金は原則として借入金の80%。ただし基金の判断で100%保証にすることができる。 （2）制度資金も（1）と同様。 <p>6 保証料 各制度別に定めた保証料率を適用</p> <p>7 申込先及び照会先 申込先：各取扱金融機関 照会先：各取扱金融機関、農林漁業信用基金林業部門協力団体</p>															
北海道信用保証協会	<p>1 保証対象資金 運転資金及び設備資金</p> <p>2 保証対象者 資本金出資金又は従業員のいずれかが次の表に該当する会社、個人及びこれらの中小企業者が組織する協同組合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">資本金出資金</th> <th style="width: 35%;">従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>政令特例業種：ゴム製品製造業</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 保証限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 普通保証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人・法人 2億円 ・ 組合等 4億円 ② 無担保保証（①以外） 8千万円（うち、無担保・無保証人保証 2,000万円） ③ その他にも別枠で利用できる保証制度あり <p>4 保証期間 各制度別に定めた保証期間を適用</p> <p>5 保証範囲 保証限度額の範囲内</p> <p>6 保証料 各制度別に定めた保証料率を適用</p> <p>7 申込先及び照会先 北海道信用保証協会（本店、支店）</p>	区分	資本金出資金	従業員数	製造業	3億円以下	300人以下	政令特例業種：ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下
区分	資本金出資金	従業員数														
製造業	3億円以下	300人以下														
政令特例業種：ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
小売業	5,000万円以下	50人以下														

林業関係税制の概要

概要

○ 山林所得

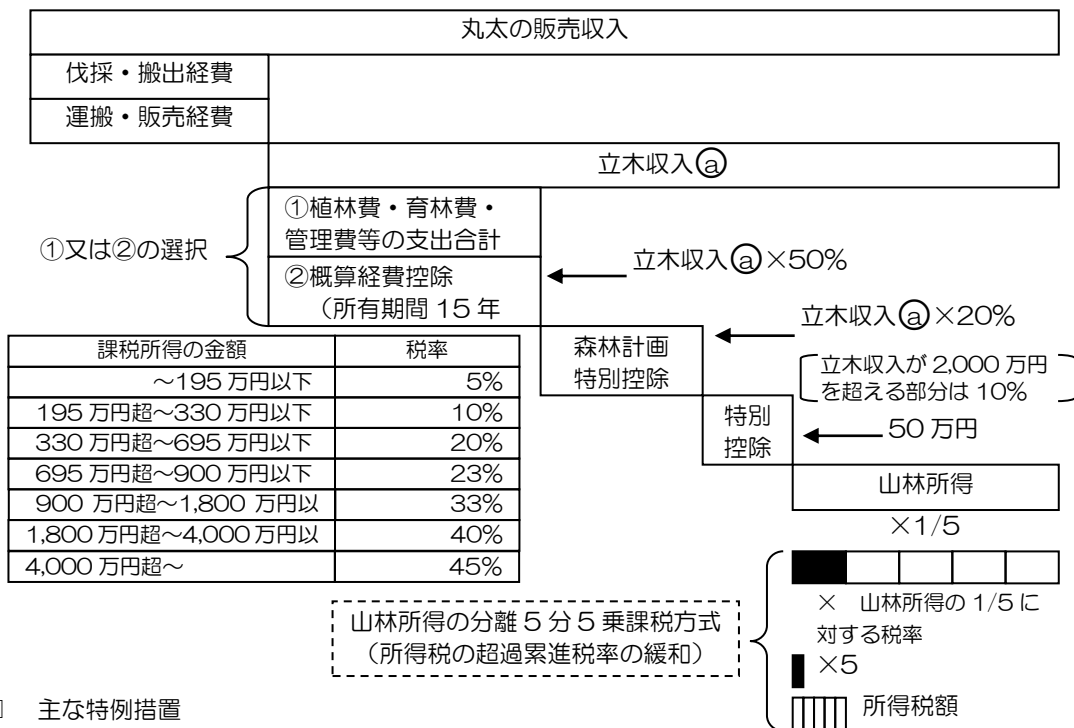
山林（立木）を伐採し又は譲渡したことにより生ずる所得については、他の所得と分離し、課税山林所得金額の5分の1相当額について超過累進税率を適用し、その得た額を5倍して税額を算出する「分離5分5乗課税方式」がとられている。

ただし、山林を取得の日以後5年以内に伐採又は譲渡することによる所得は、山林所得に含まれない。

なお、山林を土地とともに譲渡した場合は、山林の部分は山林所得となり、土地の部分は譲渡所得となる。

山林所得の金額＝総収入金額－必要経費（伐採等経費、育成費等）－森林計画特別控除額－山林所得の特別控除額

山林所得に対する税額＝課税山林所得金額×1/5×税率×5



□ 主な特例措置

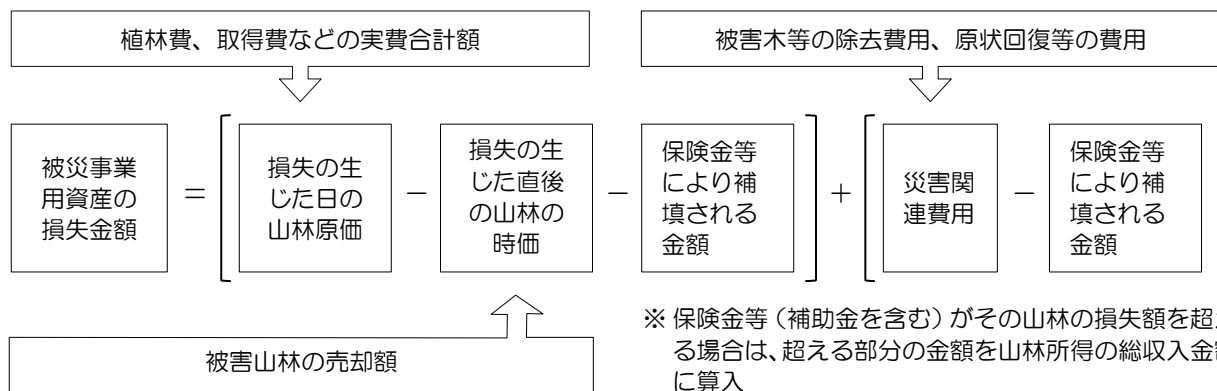
災害による山林の損失額の控除

台風等により山林が被害を受けた場合、その損失額については、被害があった年分の確定申告における山林所得の計算上、必要経費として控除することができる。（保険金等の給付を受けた場合はその額を除く。）

1 損失が災害に起因するものかどうかの判定

激甚災害指定市町村内の山林、森林保険金の給付の対象となった山林が対象となる。これ以外の被害山林については、被害の程度を個別に調査し、都道府県、市町村、森林組合長が判定。なお、被災山林状況の確認及び損失金額の計算には、①被害山林の位置、②面積、③割合、④樹種、⑤被害の種類（折損、倒木、流出等）、⑥被害率、⑦造林の補助金・保険金等の有無等について、地元森林組合長の証明が必要。

2 山林被害額（被災事業用資産の損失金額）の計算方法



概要

- 譲渡所得
資産（林地等）の譲渡により生ずる所得で、資産の所有期間によって、「長期譲渡所得」と「短期譲渡所得」に区分される。譲渡所得は、総合課税を原則としているが、土地、建物等を譲渡した場合は分離課税となる。
 - (1) 長期譲渡所得（所有期間が5年を超える土地、建物等を譲渡した場合）
 - 課税譲渡所得×15%
 - 軽減税率
 - ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合
2,000万円以下の部分×10% 2,000万円超の部分×15%
 - ・ 居住用財産を譲渡した場合
6,000万円以下の部分×10% 6,000万円超の部分×15%
 - (2) 短期譲渡所得（所有期間が5年以下の土地、建物等を譲渡した場合）
 - 課税譲渡所得×30%
 - 軽減税率
 - ・ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡等に係るものである場合 課税譲渡所得×15%
- 主な特例措置
 - 1 山林所得に係る森林計画特別控除
森林経営計画を有する者が、令和8年までの間に、同計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、次のいずれか低い金額を控除することができる。（概算経費控除方式を選択した場合には(1)のみ）
 - (1) 山林の伐採又は譲渡に係る収入金額の20%に相当する金額、ただし、収入金額が2,000万円を超える場合は、その超える部分の金額については、収入金額の10%に相当する金額
 - (2) (1)の収入金額の50%相当額から必要経費を控除した残額
 - 2 森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡した場合の特別控除
森林組合等に委託して地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡し、その土地の取得者の有する山林の全部につき森林経営計画の認定を受けた場合等は、800万円の特別控除額を控除した残額についてのみ課税する。

3 令和6年度 道費予算の概要

1 一般会計各課別総括表

(単位：千円)

課 別	比 率		予算額 [当初] (A)	特 定 財 源			一般財源	前年度予算額 [2定現計] (B)
	A/B (%)	構成比 (%)		国庫支出金 委託金	道 債	その他		
水産林務部 総務課	97.7	19.9	6,636,589	129,774	735,878	120,273	5,650,664	6,793,824
林業木材課	87.7	10.7	3,570,449	972,165	-	2,485,684	112,600	4,071,399
森林計画課	75.0	2.9	954,398	11,313	-	390,026	553,059	1,273,124
森林整備課	99.9	26.4	8,787,596	6,102,777	1,635,305	124,284	925,230	8,792,101
治山課	100.3	29.3	9,760,585	4,222,022	5,259,637	-	278,926	9,732,166
森林活用課	99.0	0.7	249,714	6,614	23,000	410	219,690	252,257
道有林課	103.8	10.0	3,343,012	916,000	2,225,125	-	201,887	3,221,011
計	97.6	100.0	33,302,343	12,360,665	9,878,945	3,120,677	7,942,056	34,135,882

2 林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計

(単位：千円)

種 別	比 率	予算額 [当初] (A)	特 定 財 源			一般財源	前年度予算額 [2定現計] (B)
	A/B (%)		国庫支出金 委託金	道 債	その他		
林業木材課	52.0	256,981	-	-	256,981	-	493,833

4 民有林における林野公共事業当初予算（国費）の推移

（百万円、％）

項目		令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		当初 [A]	当初 [B]	対前年比 [B/A]	当初 [C]	対前年比 [C/B]	当初 [D]	対前年比 [D/C]	当初 [E]	対前年比 [E/D]	
治山事業											
北海道	全国 補助金	53,546	41,097	76.8	41,149	100.1	41,402	100.6	41,442	100.1	
	計	4,722	3,883	82.2	3,816	98.3	3,855	101.0	3,849	99.8	
	補助金	3,708	3,033	81.8	3,041	100.3	3,061	100.7	3,034	99.1	
	農山漁村地域整備 交付金	1,014	850	83.8	775	91.2	794	102.5	815	102.6	
森林整備事業											
北海道	全国 補助金	33,817	32,652	96.6	32,751	100.3	33,235	101.5	33,268	100.1	
	計	7,892	5,951	75.4	6,099	102.5	6,240	102.3	6,202	99.4	
	造林事業	補助金	6,664	4,781	71.7	4,894	102.4	4,953	101.2	4,927	99.5
		農山漁村地域整備 交付金	5	7	140.0	0	0.0	0	-	0	-
		美しい森林づくり 基盤整備交付金	26	19	73.1	19	100.0	26	136.8	28	107.7
		小計	6,695	4,807	71.8	4,913	102.2	4,979	101.3	4,955	99.5
	林道事業	補助金	757	819	108.2	843	102.9	903	107.1	910	100.8
		農山漁村地域整備 交付金	440	314	71.4	325	103.5	350	107.7	329	94.0
		美しい森林づくり 基盤整備交付金		11	皆増	18	163.6	8	44.4	8	100.0
		小計	1,197	1,144	95.6	1,186	103.7	1,261	106.3	1,247	98.9
	合計	全国 補助金	87,363	73,749	84.4	73,900	100.2	74,637	101.0	74,710	100.1
		北海道	12,614	9,834	78.0	9,915	100.8	10,095	101.8	10,051	99.6

※ 治山事業の全国の補助金には民有林直轄も含む

道有林事業に係る経費を含む

森林整備事業には、道整備交付金は含まない

全国補助金には、デジタル庁計上予算（相当額）及び東日本大震災復興特別会計を含まない

令和6年度の森林・山村に係る 地方財政措置のポイント

○ 森林整備事業等の推進（拡充）

森林施業や木材輸送に必要な大型車両の通行を目的とした林道整備と一体的に実施する「農道等改良」に要する経費について、地方交付税等措置を講じる。

○ 地域脱炭素の一層の推進（拡充）

脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギー（バイオマス発電、熱利用等）の地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

（対象事業） 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー等）

（拡充内容） 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

（事業期間） 令和7年度まで

○ 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策（R5補正）等の推進（新規）

令和15年度（2033年度）までに、花粉の発生源となるスギ人工林を約2割削減させることを目標として、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化を推進

（1） スギ人工林の伐採・植替え等の加速化（路網整備・機能強化）

（2） スギ材の需要拡大（木材加工流通施設等の整備）

（3） 花粉の少ない苗木の生産拡大（採種園等の造成・改良等、苗木増産施設の整備）

（4） 林業の生産性向上及び労働力の確保（高性能林業機械の導入）

等に要する経費について、林業・木材産業循環成長対策及び林業・木材産業国際競争力強化総合対策と同様の地方交付税等措置を講じる。

上記のほか、森林・山村対策及び国土保全対策等に要する経費について、地方交付税等措置を講じる。

地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクタ一等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

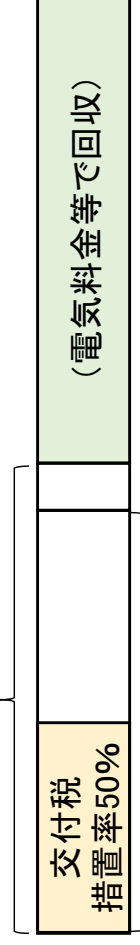
①再生可能エネルギー設備

②公共施設等のZEB化 ③公共施設等の省エネ改修

④LED照明の導入 ⑤公用車における電動車の導入

④【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。

対象事業費(1/2)



脱炭素化推進事業債(充当率90%)

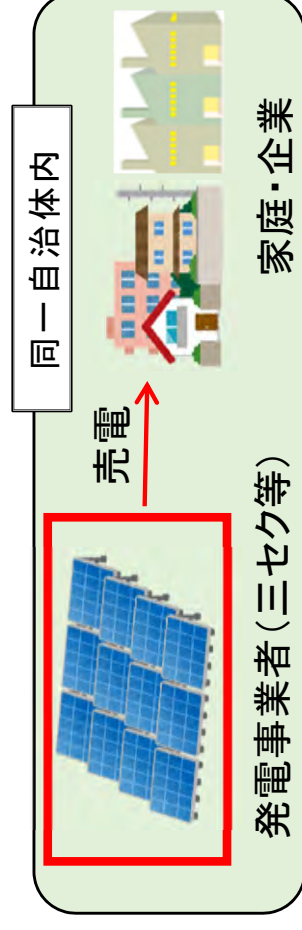
2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

○ 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環 ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



令和6年度の森林・山村対策及び国土保全対策

I 森林・山村対策（平成5年度から実施）

1 豊かな森林づくりの推進

- ・ 公有林等における間伐等の促進（普通交付税）
- ・ 間伐等特措法に基づく特定間伐等の実施（特別交付税）
- ・ 地方公共団体が協定等を締結して行う民有林の公的整備（特別交付税）
- ・ 民有林における長伐期化・複層林化（普通交付税）
- ・ 林業公社が長伐期化・複層林化を行う場合の経営の安定化の推進（特別交付税）
- ・ 要整備森林の施業、施業実施協定締結、森林ボランティア活動等の促進（普通交付税）
- ・ 市町村森林所有者情報の整備（普通交付税）
- ・ 施業の集約化に必要な森林境界の明確化など森林整備地域活動の促進（普通・特別交付税）（Ⅳに再掲）
- ・ 森林の公有林化（地域活性化事業債）（Ⅱの2に再掲）
- ・ 林道整備と一体的に実施する農道等改良（地方債、普通交付税）

2 担い手の育成と山村の活性化

- ・ 林業担い手の確保・育成対策の推進（普通・特別交付税）（Ⅳに再掲）
- ・ 森林・山村の多面的機能の発揮（特別交付税）

3 地域材の利用促進

- ・ 環境物品（木材製品）の導入等による地域材利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策等の促進（普通交付税）
- ・ 乾燥材生産体制の緊急整備のための乾燥施設整備促進（特別交付税）
- ・ 地域材を利用した住宅建設への利子補給等（特別交付税）
- ・ 地域材による住宅建設への低利融資（普通交付税）
- ・ 地域材を利用した施設の整備（地域活性化事業債）

II 国土保全対策（平成10年度から実施）

1 ソフト事業

- ・ 国土保全の見地からの事業（普通交付税）
 - 〔 森林管理対策
U・Iターン受入対策及び後継者対策
都市住民との交流事業 等 〕
- ・ 上下流の話し合いにより水源維持等のため下流団体が行う負担、分収林契約等に要する経費（特別交付税）

2 ハード事業（地域活性化事業債）

- 〔 地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備
公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林（4～11号）の取得
国土保全の見地から行う荒廃林地の取得及び整備
都市住民に対し国土保全の重要性についての理解を深めることを目的とした交流施設、
就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設の整備 等 〕

Ⅲ 花粉症対策

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策等の推進（地方債、普通・特別交付税）

- ・スギ人工林の伐採・植替え等の加速化（路網整備・機能強化）
- ・スギ材の需要拡大（木材加工流通施設等の整備）
- ・花粉の少ない苗木の生産拡大（採種園等の造成・改良等、苗木増産施設の整備）
- ・林業の生産性向上及び労働力の確保（高性能林業機械の導入） 等

※林業・木材産業循環成長対策及び林業・木材産業国際競争力強化総合対策と同様の措置を講じるもの

Ⅳ その他

森林吸収源対策等の推進（普通・特別交付税）

- ・林地台帳等の運用・精度向上の推進
- ・森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進等
- ・林業担い手対策等（担い手の確保等、地域林政アドバイザーの活用）
- ・間伐等により生産された木材の活用等

注1：代表的なものを掲載。

注2：これらの外に、国庫補助事業に伴う地方負担分について、地方債、普通交付税等を措置。

6 森林整備等支援事業 令和6年度取組一覧

(1) 体制強化

事業名	担当係	頁数
・林業就業体験受入強化事業費	林業木材課 担い手育成係	48
・若手林業従事者定着促進事業費	林業木材課 担い手育成係	49
・林業事業体のマネジメント力強化支援事業費	林業木材課 事業体育成係、担い手育成係	57
・クリーンラーチ増産体制確立対策事業費	森林整備課 保護種苗係	82
・市町村体制強化支援事業費（市町村職員研修等）	森林整備課 造林推進係	91
・市町村体制強化支援事業費（情報発信・広域連携体制の構築）	森林整備課 造林推進係	91
・道民ひとり1本植樹・育樹運動推進事業費	森林海洋環境課 木育推進係	110
・ほっかいどう企業の森林づくり推進事業費	森林海洋環境課 木育推進係	112
・道漁連と市町村の連携による森林づくり活動への支援事業費補助金	森林海洋環境課 環境調整係	113
・木育マイスター育成事業費	森林海洋環境課 木育推進係	115
・地域連携促進事業費	森林海洋環境課 木育推進係	119
・市町村体制強化支援事業費	道有林課 道有林整備係	126
・市町村職員技術力向上支援事業費	成長産業課 林業普及指導担当	130

(2) 森林整備への支援

事業名	担当係	頁数
・市町村森林整備支援事業費 （森林整備市町村支援システムによる市町村支援）	森林計画課 計画推進係ほか	66
・クリーンラーチ幼苗安定確保対策事業費	森林整備課 保護種苗係	81
・クリーンラーチ苗木早期増産対策事業費	森林整備課 保護種苗係	81
・路網配置モデル作成事業費	森林整備課 路網整備係	88
・森林由来クレジット創出促進事業費	森林海洋環境課 環境調整係 道有林課 道有林管理係	108
・市町村と連携した森林づくり事業費	道有林課 道有林整備係	126
・スマート林業実装推進事業費	成長産業課 スマート林業担当	134

(3) 木材利用の促進

事業名	担当係	頁数
・都市の木造化促進事業費	林業木材課 利用推進係	34
・道産建築材活用促進事業（都市の木造化促進事業費）	林業木材課 利用推進係	35
・HOKKAIDO WOOD販売促進事業費	林業木材課 林業木材係、利用推進係	36
・道産広葉樹利用促進事業費	林業木材課 利用推進係 道有林課 道有林整備係	37

令和6年度北海道森林づくり施策概要

令和6年4月発行

発行 北海道

編集 北海道水産林務部総務課

060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL（代表） (011)231-4111（内線 28-171）

ダイヤルイン (011)204-5458

FAX (011)232-4140
